

令和 7 年度

毛呂山町立光山小学校

いじめ防止基本方針

目 次

はじめに	3
第 1 いじめの未然防止のための取組	4
第 2 いじめの早期発見への取組	5
第 3 いじめの早期解決への取組	6
第 4 いじめの問題に向けての校内組織	7
第 5 いじめの防止対策推進法第 28 条における「重大事態」の対応について	8
第 6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	9
第 7 年間行事予定	10

はじめに

毛呂山町立光山小学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、児童が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

いじめ防止対策推進法

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又はいじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第1 いじめの未然防止のための取組

いじめは、どの児童にも起こりうるという認識のもと、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本としては、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加活躍できるような授業づくりや集団づくりが大切である。研究授業を通して教職員一人一人が分かりやすい授業の展開を心掛けるとともに、児童の基礎・基本の定着充実を図っていく。

また、児童が活躍できる授業への改善を図り、達成感を味わわせることにより自尊感情を育む。更に、学級経営の充実を図ることにより、児童一人一人の居場所づくりに努めていく。全教育活動を通して、命の大切さを指導するとともに、人間関係作りの大切さや友だちへの思いやりの心の大切さ等の指導していく。

全教育活動を通して以下の取り組みを計画的に実施し、評価改善を行っていく。

(1) いじめの防止

教師の言動・姿勢

学級づくり

学習指導

保護者同士のネットワークづくり

インターネットを通じて行われるいじめの防止

(2) 早期発見

いじめに関するアンケートに実施

いじめ対策委員会（生徒指導委員会）の定期的な開催

ケース会議の開催

(3) いじめに対する措置

いじめられている児童への指導

いじめた児童への指導

周りの児童への指導

学級全体への指導

第2 いじめの早期発見への取組

本校は、全職員が、児童のささいな変化に気付き、児童の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- (1) 生徒指導委員会の定期的な開催（月1回の開催）
全職員への報告、共有
- (2) 人権教育アンケートの実施（年1回、人権教育部担当）
結果について研修会の実施
- (3) 困ったことアンケートの実施（年4回、生徒指導部担当）
結果について研修会の実施
- (4) 全体研修会の実施
生徒指導
特別支援教育
教育相談
- (5) 教育相談日の設定
- (6) P T Aとの連携
- (7) 地域との連携
地域連絡協議会の開催
民生委員
児童委員
役場関係課

第3 いじめの早期解決への取組

本校では、全職員が、児童のささいな変化に気付き、生徒の現状を全職員で情報を共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- (1) いじめ問題を発見した時は、家庭との連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに家庭に伝え、今後の指導や防止に活かす。
- (2) 生徒指導委員会が中心となり、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (3) 生徒指導部は、いじめ未然防止研修会の開催を年間計画に位置づけ、全職員の資質向上に努める。
- (4) 年2回、全職員で問題を抱えている生徒について、現状及び今後の指導方法について、情報交換し、共通指導ができるように情報共有を図る。
- (5) スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置により児童・保護者がいじめに係わる相談ができるような相談体制を確立する。
- (6) 本校では、本校職員が、いじめに係る相談等において他校の児童が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。
- (7) 本校では、23条2に基づき、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。

第4 いじめの問題に向けての校内組織

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校が、いじめの防止等のために設置する組織を中核に校長のリーダーシップの下、全職員の協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携し、いじめ根絶に向けた組織としていじめ問題対策会議（生徒指導委員会）を組織する。

【構成員】

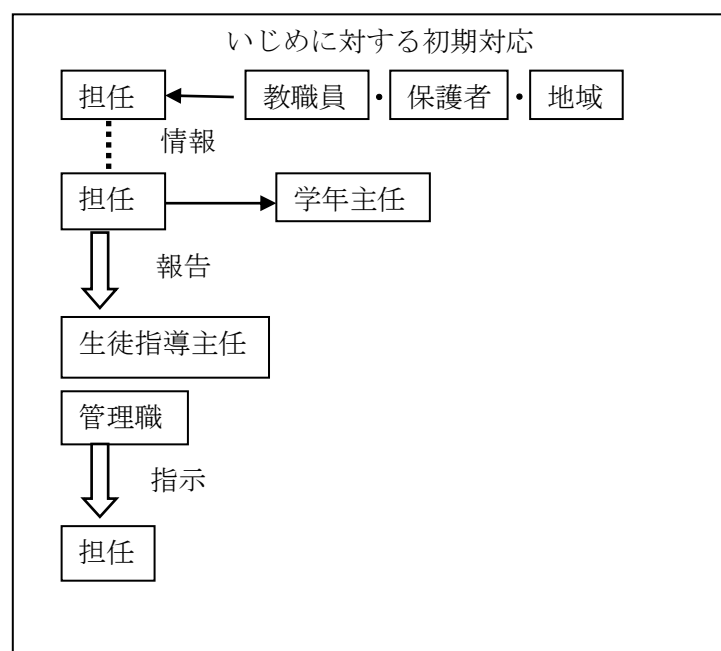
この会議の構成員には、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、等の中から学校の実情により充て、個々の事案により、学級担任や関係教諭が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて、学校カウンセラーの参加を町教育委員会に要請する。

【活動内容】

- ・家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。
- ・いじめ防止に関すること。
- ・児童に関する情報の共有

【開催】

- ・年3回開催するが、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。
- ・定例の生徒指導委員会と連携を図っていく。



第5 いじめの防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

【重大事態の意味】

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

「重大事態」を全職員が理解し、「第4 いじめ問題に向けての校内組織」における組織において調査を実施する。調査結果については、28条2項に基づき保護者に対して適切に提供する。

調査結果に基づき本校では、以下のとおり全職員で再発防止に努める。

- ・ 生徒指導部では、いじめが二度と起こらないため生徒指導体制の点検を行うとともに、年間計画の見直しを即座実施する。
- ・ 教務部では、いじめの被害生徒を守るため、補講計画を立案し、学習面のサポートを実施する。

第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、「一人の人間としてよりよく生きる力をはぐくむ」の方針に基づき、児童のインターネット上のいじめを防止するために情報モラルの徹底を図る。

- (1) 学級活動を活用して、ネット問題について学習する。
- (2) 児童の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、児童・保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。
- (3) 必要に応じ、各学級で指導する。

第 7 年間行事予定

4 月	・各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定 ・企画委員会：「年度学校基本方針」策定・確認 ・遊びの会（縦割り活動）年間を通して月 1 回実施 ・いじめ対策委員会の開催（月 1 回、生徒指導委員会）【生徒指導委員会】
5 月	・学校評議員会において基本方針の協議 ・児童対象いじめアンケート調査（人権教育部・生徒指導部） ・児童理解研修会の実施（各学年に実態把握） ・家庭訪問をととしての児童理解【生徒指導委員会】
6 月	・いじめアンケートをもとにした研修会【生徒指導委員会】 ・運動会を通しての指導
7 月	・「学校いじめ防止基本方針」評価・改善検討 ・児童理解研修会 ・個人面談を通しての児童理解【生徒指導委員会】
8 月	・毛呂山町人権講演会
9 月	・授業改善に関わる研究授業【生徒指導委員会】
10 月	・児童対象いじめアンケート調査（人権教育部・生徒指導部） ・校内音楽会をととしての指導【生徒指導委員会】
11 月	・いじめアンケートをもとにした研修会【生徒指導委員会】
12 月	・学校評価児童対象アンケートの実施 ・学校評価保護者対象アンケートの実施【生徒指導委員会】
1 月	・授業改善に関わる研究授業【生徒指導委員会】
2 月	・学校評議員会において基本方針の協議 ・児童対象いじめアンケート調査（人権教育部・生徒指導部）【生徒指導委員会】
3 月	・いじめアンケートをもとにした研修会 ・今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ防止委員会） ・今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（企画委員会）【生徒指導委員会】

